

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、県内で新たに事務管理事業を行う者に対する補助金を新設する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 県内において、一般事務等の事務管理業務を新たに行う事業について知事の認定を受けた者が、当該事業に伴い新規雇用労働者を10人以上（このうち、事務管理業務に従事するため県外から県内に住所を移転した者は5人以下とする。）雇用して事業を実施する場合、当該事業に係る次に掲げる額を5年間に限り助成する事務管理部門雇用創出事業補助金を新設する。

ア 事業実施期間中に増加した新規雇用労働者（6月を超えて雇用された者に限る。）1人につき50万円

イ 事業の用に供する事業所の賃借料、電気通信役務の提供を受けるのに要する費用の額等の2分の1に相当する額

(2) 製造業を営む中小企業者で、県内に製造業等に係る工場又は事業所（以下「工場等」という。）を設置している者が新たに県内に工場等の新設又は増設を行う事業について、当該事業に係る知事の認定の申請が平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合には、当該事業に係る新規雇用労働者数の要件は、5人以上（現行 10人以上）とする。

(3) 事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受けた者は、最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から10年間継続して事業を営むよう努めなければならない。

(4) 企業立地事業補助金の交付を受けた者が企業立地事業の完了の日から継続して事業を営むよう努めなければならないこととされている期間を、7年間（現行 10年間）に短縮する。

(5) 企業立地事業補助金、情報通信関連雇用事業補助金又は事務管理部門雇用創出事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けた者は、事業を営む期間内（企業立地事業補助金にあっては企業立地事業完了後7年間、情報通信関連雇用事業又は事務管理部門雇用創出事業にあっては10年間で限度とする。）は、毎年、事業に係る雇用状況等の報告を行わなければならない。

(6) 補助金の対象事業の要件となる常時雇用労働者等の定義を明確にする。

(7) その他所要の規定の整備を行う。

(8) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 労働条件等に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）について、当事者からあっせんの申請があった場合には、知事は、当該申請に係る個別労働関係紛争が他の法令に基づき解決の援助がされたもの等である場合を除き、あっせんを行うものとしている。

(2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、労働条件等に関する事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争の解決の援助に係る規定が設けられたことに伴い、当該紛争について当事者からあっせんの申請があった場合において、当該申請に係る紛争が法に基づき解決の援助がされたもの等であるときには、知事はあっせんを行わないことができるものとする。

2 条例の概要

(1) 当事者からあっせんの申請があった場合に知事があっせんを行わないことができることとしている個別労働関係紛争を定めた規定に、労働条件等に関する事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争について、法に基づき都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしなことが決定されるまでの間にあるもの又は紛争調整委員会に係属しているもの若しくは調停が成立したものを加える。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）の学生寮への入寮について、県内外の状況を考慮し、全寮制から許可制に移行することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 大学校の寮への入寮を許可制とする。

(2) 寮生（現に入寮している者で(1)の許可を受けたとみなされるものを含む。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、入寮の許可を取り消すことができる。

ア 学生寮の施設設備を故意にき損したとき。

イ 他の寮生に迷惑を及ぼし、又は学生寮の秩序を乱したとき。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取自動車道の段階的な供用開始に伴う交通安全体制の確保を図り、もって円滑な警察行政を行うため鳥取県警察職員の定員を増員する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に限り、次の表の左欄に掲げる警察官について、この条例に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができることとする。

警部補・巡査部長	1人
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人

(2) 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例に基づく警察職員の定員の特例期間が平成20年3月31日に限り終了することに伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県監査委員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、監査委員は、平成20年度から健全化判断比率及び資金不足比率（以下「財政指標」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行うことになったこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり監査委員の審査に付する書類等の提出期限及び審査期間を定める。

書類等の区分	提出期限	審査期間
財政指標及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	翌年度9月10日	審査に付された日から60日以内
基金の運用状況を示す書類	翌年度9月10日	審査に付された日から60日以内

(2) 次のとおり監査委員の審査に付する書類等の提出期限及び審査期間を改める。

書類等の区分	提出期限		審査期間	
	現行	改正後	現行	改正後
決算及び証書類等の書類（地方公営企	翌年度9月30日	翌年度9月10日	審査に付された	現行どおり

業に係るものを除く。)			日から60日以内	
地方公営企業に係る決算及び証書類等の書類	翌年度6月10日	現行どおり	審査に付された日から20日以内	審査に付された日から60日以内

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師、看護師等の増員等を行い、看護体制及び診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 職員定数を949人(現行 851人)に改める。
- (2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。